

小規模多機能型居宅介護

すこやかホームこまき

重要事項説明書

当事業所は、介護保険の指定を受けています。

(岐阜市指定 第2190100228号)

当事業所は、利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービス・介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。

事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上のご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業者

- (1) 法人名 医療法人社団ともいき会
- (2) 法人所在地 岐阜県岐阜市昭和町2丁目11番地
- (3) 電話番号 058-253-7717
- (4) 代表者氏名 理事長 小牧 卓司

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

- (2) 事業所の目的

住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い、利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供します。

- (3) 事業所の名称 小規模多機能型居宅介護「すこやかホームこまき」

- (4) 事業所の所在地 岐阜県岐阜市千手堂南町3丁目3番地2

- (5) 電話番号 058-254-8222

- (6) 管理者氏名 高橋 はるみ

- (7) 当事業所の運営方針

利用者一人ひとりの人権を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、

希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援します。

(8) 開設年月日 2010年3月19日

(9) 登録定員 29人(通いサービス定員18人、宿泊サービス定員9人)

(10) 居室等の概要 当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
個室	9 室	和室0室、洋室9室
居間・食堂	1 室	
台所	1 室	
浴室	1 室	
消防設備	スプリンクラー、消火器	
その他		

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定小規模多機能型居宅介護に必置が義務付けられている施設・設備です。

3. 事業実施

(1) 通常の事業の実施地域 岐阜市内

※上記以外の地域の方は原則として当事業所のサービスを利用できません。

(2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
通いサービス	月～日 9時～16時
訪問サービス	24時間
宿泊サービス	月～日 16時～翌日9時

※受付・相談については、8:30～17:30となります。

4. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービス等を提供する職員として、次の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置の状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

従業者の職種	常勤	非常勤	職務の内容
1. 管理者 (兼看護職員)	1人	0人	事業内容調整 日常生活の介護・相談業務
2. 介護支援専門員	0人	1人	サービスの調整・相談業務
3. 介護職員	9人	2人	日常生活の介護・相談業務
4. 看護職員	0人	0人	健康チェック等の医務業務

＜主な職種の勤務体制＞

職種	勤務体制
介護職員	主な勤務時間：8時30分から17時30分を基本とするシフト制 夜間の勤務時間：16時30分から9時30分を基本とするシフト制 その他、利用者の状況に対応した勤務時間を設定します。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、以下の2つの場合があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の9割～7割が介護保険から支給され、利用者の自己負担は岐阜市発行の「介護保険負担割合証」に記載の負担割合に応じた1割～3割の金額となります。次のア～ウのサービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについては、ご契約者と協議の上、小規模多機能型居宅介護計画に定めます。

＜サービスの概要＞

ア、通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を行います。

①食事

- ・食事の提供及び食事の見守り及び介助を行います。
- ・食事サービスの利用は任意です。

②入浴

- ・入浴または清拭を行います。
- ・衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。
- ・入浴サービスの利用は任意です。

③排せつ

- ・利用者の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。

④機能訓練

- ・利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能低下を防止するよう努めます。

⑤健康チェック

- ・血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。

⑥送迎サービス

- ・利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

イ、訪問サービス

- ・利用者宅の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。
- ・訪問サービス実施のための必要な備品等（水道・ガス・電気含む）は無償で使用させていただきます。
- ・訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為は致しません。

① 医療行為

② 利用者もしくはその家族等からの金銭または高価な物品の授受

③ 飲酒及び利用者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙

④ 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

⑤ その他契約者もしくはその家族が行う迷惑行為

ウ、宿泊サービス

- ・事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

<サービス利用料金>（契約書第5条参照）

ア、通い・訪問・宿泊（介護費用分）すべてを含んだ一月単位の包括費用の額

利用料金は1ヶ月ごとの包括費用（定額）です。

下記料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払いして頂きます。

地域区分（岐阜市6級地）【1単位＝10.33円】

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
小規模多機能居宅介護費(単位)	3450	6972	10458	15370	22359	24677	27209

☆ 月ごとの包括料金ですので、利用者の体調不良や状態の変化等により小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、または小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割引または増額は致しません。

☆ 月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

登録日・・・・・・利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日

登録終了日・・・・利用者と当事業所の利用契約を終了した日

☆ 利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払い頂きます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うため必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 提供する食事及び宿泊の費用は別途頂きます。（下記（2）㉞及び㉟参照）

☆ 介護保険から給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて利用者の負担額を変更します。

イ、加算

〔初期加算〕 30単位／30日間

小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として1日30単位加算分の利用者負担があります。また、30日を超える入院をされた後に、再び利用を開始された場合も同様に加算分の利用者負担があります。

〔認知症加算（Ⅲ）〕 760単位／月 ※ 該当される場合のみ

日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症利用者の場合に加算分の利用者負担があります。

※ 介護を必要とする認知症とは、医師が判定する日常生活自立度のランクⅢ以上（Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ）に該当する場合。

〔認知症加算（Ⅳ）〕 460単位／月 ※ 該当される場合のみ

要介護状態区分が要介護2である利用者であって、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の利用者の場合に加算分の利用者負担があります。

※ 周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症とは、医師が判定する日常生活自立度のランクⅡ（Ⅱa・Ⅱb）に該当する場合。

〔口腔・栄養スクリーニング加算〕 20単位／6ヶ月に1回

サービス利用者に対し、利用開始時及び利用中6ヶ月ごとに口腔の健康状態、栄養状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態、栄養状態に係る情報を介護支援専門員に提供している場合に算定する。

〔科学的介護推進体制加算〕 40単位／月

1. 入所者・利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等の基本的な情報を、厚生労働省に提出すること。
2. 必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用すること。

〔サービス提供体制強化加算（Ⅰ）〕 750単位／月

指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者（看護師又は准看護師であるものを除く総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の総数が25%以上であること。

〔総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）〕 1200単位／月

小規模多機能型居宅介護費における総合マネジメント体制強化加算の基準次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

1. 利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、小規模多機能型居宅介護計画（指定地域密着型サービス基準第77条第1項に規定する小規模多機能型居宅介護計画をいう。以下同じの見直しを行っていること。
2. 利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民等との交

流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していること。

〔介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）〕（1ヶ月あたり）

小規模多機能型居宅介護は1ヶ月あたりの総単位数の14.9%分が該当します。

介護職員等処遇改善加算は1ヶ月あたりの総単位数のサービス別加算率分が介護職員等処遇改善加算の額となります。

※ サービス状況に応じて加算対象サービスが変更される場合があります。

※ サービス提供体制強化加算、介護職員等処遇改善加算、総合マネジメント体制強化加算は区分支給限度基準額には含まれません。

ウ、短期利用居宅介護費

小規模多機能型居宅介護の宿泊室に空床がある場合、登録定員に空きがあり、緊急やむを得ない場合等、一定の条件下において、登録者以外の短期利用が可能となります。

＜利用要件＞

- ・ 利用者の状態や家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用が必要と認めた場合であって、当事業所の介護支援専門員が、当事業所の登録者に提供されるサービスに支障がないと認めた場合
- ・ 利用期間は7日以内（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内）であること
- ・ 当事業所が提供するサービスが過少である場合の減算を受けていない場合
- ・ 指定基準に定める従業員数を配置している場合

＜短期利用居宅介護費＞（1日あたり） 地域区分（岐阜市6級地）【1単位＝10.33円】

下記料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払いして頂きます。

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
日割り（単位）	424	531	572	640	709	777	843

エ、加算

〔サービス提供体制強化加算（Ⅰ）〕 25単位/日

指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者（看護師又は准

看護師であるもの)を除く総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の総数が25%以上であること。

〔介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)〕(1ヶ月あたり)

小規模多機能型居宅介護は1月あたりの総単位数の14.9%分が該当します。

介護職員等処遇改善加算は1月あたりの総単位数のサービス別加算率分が介護職員等処遇改善加算の額となります。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第5条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

ア、食事の提供(食事代)

利用者に提供する食事に要する費用です。

料金：朝食 400円 昼食 600円 夕食 600円 おやつ 150円

イ、宿泊に要する費用

利用者に提供する宿泊サービスの宿泊に要する費用です。

1泊 2,300円

ウ、通常の事業の実施地域以外の利用者に対する送迎及び交通費

通常の事業の実施地域以外の利用者に対する送迎及び交通費です。

エ、おむつ代

※基本的には持参となりますが、やむを得ず当施設の排泄用具を使用した場合は、実費負担をお願いしています。

- ・リハビリパンツ=150円
- ・紙おむつ=150円
- ・尿取りパット=50円
- ・フラット=80円

オ、レクリエーション活動等

利用者の希望によりレクリエーション活動等に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

カ、洗濯代

洗濯機を使用する場合の費用です。 小ネット 300円 大ネット 500円

キ、電気代

居室内にてコンセントを要する場合の費用です。

- ・1日 50円 (1使用器具につき)

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に内容の変更する事由について、変更を行う日から2ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払方法（契約書第5条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、基本的に口座振替にてお支払いにてお願いします。

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第6条参照）

☆ 小規模多機能型居宅介護サービスは、小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、契約者の日々の状態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービスまたは宿泊サービスを組み合わせて介護を提供するものです。

☆ 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。

☆ 5.（1）の介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は1ヶ月ごとの包括費用（定額）のため、サービスの利用回数を変更された場合も1ヶ月の利用料は変更されません。ただし、5.（2）の介護保険の対象外のサービスについては、特別な理由がない限り、前日午前中までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料として利用予定時の食事代をお支払いいただきます。

☆ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する日時にサービス提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示し協議します。

(5) 小規模多機能型居宅介護計画について

小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業者は、利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するため、利用者と協議の上で小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載して利用者に説明の上交付します。

(6) サービス提供の記録

提供したサービスについては、その都度「サービス提供記録」に記録し、その控えを利用者に交付します。また、この記録は5年間保存することとします。

6. 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及び家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

(2) 個人情報の使用・提供に関する注意事項について

事業者は、前項の規定にかかわらず、利用者及び家族の個人情報を以下のために、必要最小限の範囲内で使用・提供、または収集します。

- ・利用者に関わる居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の立案や円滑なサービス提供のために実施されるサービス担当者会議等での情報提供。
- ・介護支援専門員とサービス事業所との連絡調整。
- ・利用者が医療サービスの利用を希望している場合及び主治医の意見を求める必要がある場合。
- ・利用者の容態の変化にともない、緊急連絡を必要とする場合。

7. サービス提供に関する相談・苦情の受付について

(1) 当事業所における相談・苦情の受付

当事業所における相談や苦情は以下の窓口で受け付けます。

- ・苦情受付担当者（介護支援専門員） 馬場 百合子
- ・苦情対応責任者（管理者） 高橋 はるみ
- ・受付時間 8：30～17：30

(2) 行政機関その他苦情受付機関

【市町村の窓口】 岐阜市役所福祉部介護保険課	所在地 岐阜市司町40番地1 電話番号(直通) 058-214-2093
【公的団体の窓口】 岐阜県国民健康保険団体連合会	所在地 岐阜市下奈良2丁目2番1号 電話番号 058-275-9826

8. 相談・苦情解決の体制及び手順

苦情又は相談があった場合には、利用者の状況を詳細に把握するよう必要に応じ、状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行い、苦情に関する問題点を把握した上で検討を行い、再発防止の対策を決めていきます。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。

9. 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容についての評価、要望、助言を受けるため、次のとおり運営推進会議を設置しています。

<運営推進会議>

構成：利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、岐阜市介護保険課職員、地域包括支援センター職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等。

開催：2ヶ月に1回程で開催。

議事録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

10. 協力医療機関

当事業所では、利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変・緊急時等に備えて以下を協力医療機関として連携体制を整備しています。

<協力医療機関>

小牧内科クリニック 美江寺歯科医院

11. 非常火災時の対応

非常火災時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。また、避難訓練を年2回、利用者も参加して行います。

岐阜市消防署への届出日：令和5年 4月 1日

防火管理者：高橋 はるみ

<消防用設備>

- ・自動火災報知器、消火器、スプリンクラー等消防法による設備を設置しています。

1 2. サービス利用にあたっての留意事項

- ・サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
- ・事業所内の設備や器機は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- ・他の利用者の迷惑となる行為はご遠慮ください。
- ・所持金品は、自己の責任で管理してください。
- ・事業所内での他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

1 3. 虐待防止に関する事項

- 1 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため次の処置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 職員に対し虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - (4) 措置を適切に実施するための担当者を設置する。

1 4. 身体拘束等

- (1) 当事業所は、原則として利用者に対して身体拘束は行わない。但し、自傷の恐れがある等緊急やむを得ない場合には、管理者又は医師が判断し、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を利用者又はその家族に説明を行い、同意を得てから行う場合がある。同意が得られない場合は身体拘束は行わない。
- (2) 当事業所は、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診察録に記載する。

- 1 5. 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該

業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

令和 年 月 日

指定小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

所在地 岐阜県岐阜市千手堂南町3丁目3番地2

法人名 医療法人社団ともいき会

代表者 理事長 小牧 卓司

施設名 小規模多機能型居宅介護すこやかホームこまき

説明者 氏名 印

上記内容の説明を事業者から受け、指定小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者

(住所) _____

(氏名) _____ 印

身元引受人等

(住所) _____

(氏名) _____ 印